

## 鹿沼市情報セキュリティ基本方針

(目的)

**第1条** 本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持に関する基本的事項を定めることにより、本市における情報セキュリティ対策の実施体制を構築することを目的とする。

(定義)

**第2条** 本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 複数のコンピューター、プリンターその他の電子機器が相互に接続された状態及び当該接続に用いられている通信網、通信機器、ソフトウェア等をいう。
- (2) 情報システム 情報処理を行うため、コンピューター、ネットワーク、電磁的記録媒体等で構成された仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性が確保されている状態をいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー 本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 機密性 あらかじめ権限を与えられたもののみが、当該権限の範囲において情報資産を利用することができる状態をいう。
- (6) 完全性 情報資産が不正に破壊、改ざん又は消去されることなく、正常に利用することができる状態をいう。
- (7) 可用性 あらかじめ定められた権限及び期間の範囲において、機器の故障、システム障害等により妨げられることなく、情報資産を利用することができる状態をいう。
- (8) マイナンバー利用事務系 個人番号、戸籍その他重要な個人情報を取り扱うため特段の情報セキュリティ対策が必要とされる情報システムをいう。
- (9) LGWAN接続系 LGWANに接続された情報システム（マイナンバー利用事務系を除く。）をいう。
- (10) インターネット接続系 インターネットに直接接続された情報システム（マイナンバー利用事務系及びLGWAN接続系を除く。）をいう。
- (11) 無害化通信 メール本文のテキスト化、画面転送、コンピューターウィルスの除去その他の情報セキュリティ対策が講じられ、安全性が確保された通信をいう。

(適用範囲)

**第3条** 本基本方針は、次に掲げる執行機関及び議決機関に対し適用するものとする。

- (1) 市長（消防本部及び上下水道部を含む。）
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 監査委員及び公平委員会
- (5) 農業委員会
- (6) 固定資産評価審査委員会
- (7) 議会

**2** 本基本方針は、前項に掲げる執行機関及び議決機関に属する全ての職員（県費負担教職員を含む。以下同じ。）に対し適用する。

3 本基本方針は、次に掲げる情報資産に対し適用する。

- (1) ネットワーク及び情報システム
- (2) ネットワーク及び情報システムの設置に係る施設及び設備
- (3) ネットワーク及び情報システムで用いる情報（印刷されたものを含む。）
- (4) ネットワーク及び情報システムに係る設計書、仕様書、構成図、設定値を記載した書面等（職員の義務）

**第4条** 職員は、情報セキュリティの重要性を理解し、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書を遵守しなければならない。

（組織体制）

**第5条** 本市（鹿沼市立小中学校を除く。）における情報セキュリティ対策を推進するため、鹿沼市情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 教育委員会は、鹿沼市立小中学校における情報セキュリティ対策を推進するため、鹿沼市情報セキュリティ対策小中学校委員会（以下「小中学校委員会」という。）を設置するものとする。

3 委員会及び小中学校委員会の所掌事務、組織、会議等については、それぞれ情報セキュリティ対策基準で定めるものとする。

（脅威）

**第6条** 情報セキュリティ対策は、情報資産ごとに、機密性、完全性及び可用性について発生し得る脅威を想定し、それぞれ必要とされる対策を実施するものとする。

2 前項の脅威を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) サイバー攻撃  
不正アクセス、ウィルス攻撃、サービス不能攻撃等
- (2) 物理的攻撃  
施設への侵入、情報の盗み見、記録媒体の窃盗、なりすまし、不正アクセス等
- (3) 管理面の不備に起因するもの  
設計・開発上の不備、プログラムの欠陥、設定ミス、メンテナンスの不備、機器の故障、監査機能の不備、マネジメントの欠陥等
- (4) 人的不備に起因するもの  
紛失、置き忘れ、情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用、操作ミス、受託業者への監督不足等
- (5) 自然災害、感染症のまん延等に起因するもの  
地震、落雷、火災、感染症のまん延による人員不足、電力、通信及び水道の途絶等  
（ネットワークの分離等）

**第7条** マイナンバー利用事務系、L G W A N接続系及びインターネット接続系は、相互に接続してはならない。ただし、無害化通信については、この限りでない。

2 インターネット接続系は、原則として、栃木県情報セキュリティクラウドを経由してインターネットに接続しなければならない。

（情報セキュリティ対策の区分）

**第8条** 職員は、第6条第2項に掲げる脅威に対し、次に掲げる対策の分類を念頭に検討を行い、それぞれ必要な対策を実施するものとする。

(1) 物理的セキュリティ

施設又は部屋への施錠及び入退室の管理、サーバー、パソコンその他機器の設置場所の選定、非常用電源の確保その他物理的な対策を行うこと。

(2) 人的セキュリティ

第11条に規定する情報セキュリティ実施手順書その他情報セキュリティ対策に係る遵守事項を定めるとともに、職員に対し十分な教育及び啓発を行うこと。

(3) 技術的セキュリティ

通信の制御、情報及び機能へのアクセス制御、ウィルス対策、バックアップ、冗長化その他ネットワーク及び情報システムに対する技術的な対策を行うこと。

(4) 運用面のセキュリティ

業務におけるネットワーク及び情報システム並びに記録媒体の利用、外部委託の実施、記録媒体の持込み及び持出し、情報セキュリティ対策の実施体制及び情報漏えい発生時の連絡体制の整備その他情報資産の運用に関する対策を行うこと。

(5) 外部委託に係るセキュリティ

業務の外部委託を実施する場合は、情報セキュリティ対策について十分な知識、力量等を有する者を受託者として選定するとともに、当該業務の履行に必要な情報セキュリティ対策を契約書に規定し、定期的な報告の受理並びに適切な指示及び監督を実施すること。

(6) 情報発信に係るセキュリティ

業務において、ソーシャルネットワーキングサービス等を利用する場合は、情報漏えい、意図せぬ公表等を防止するため、情報セキュリティ対策に必要な機能、組織体制等を有するサービスを選定するとともに、発信する情報の種類及び内容、情報発信の手続、責任者等を定めるなど適切な対策を行うこと。

(監査等の実施)

**第9条** 委員会及び小中学校委員会は、情報セキュリティ対策の実施状況を把握するため、定期的に、又は必要に応じて、情報セキュリティ監査又は自己点検を実施するものとする。

(対策基準の策定)

**第10条** 委員会及び小中学校委員会は、情報セキュリティ対策を適切に行うため、それぞれ具体的な判断基準、遵守事項、手続等を定めた情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

(実施手順の策定)

**第11条** 職員は、その所管する業務において情報セキュリティ対策基準に規定された対策を適切に実施するため、それぞれ情報セキュリティ対策の実施者、手順、操作等を定めた情報セキュリティ実施手順書を策定するものとする。

**2** 情報セキュリティ対策実施手順書は、公開により本市の情報セキュリティの維持に著しい支障が生ずるため、鹿沼市情報公開条例（平成9年鹿沼市条例第15号）第6条に規定する非公開情報とする。

(見直し)

**第12条** 委員会及び小中学校委員会は、第9条の規定により把握した情報、新たに確認された脅威、情報漏えい事例等を分析し、必要に応じて情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会に係る経過措置)

**第2条** 教育委員会が小中学校委員会を設置するまでの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、委員会が小中学校委員会の事務を所掌するものとする。

**第3条** 小中学校委員会が情報セキュリティ対策基準を策定するまでの間は、第10条の規定にかかわらず、鹿沼市立小中学校における情報セキュリティ対策については、委員会が策定した情報セキュリティ対策基準を適用するものとする。